

# シェアリングエコノミー・認証制度 から見る情報銀行認定基準の方向性

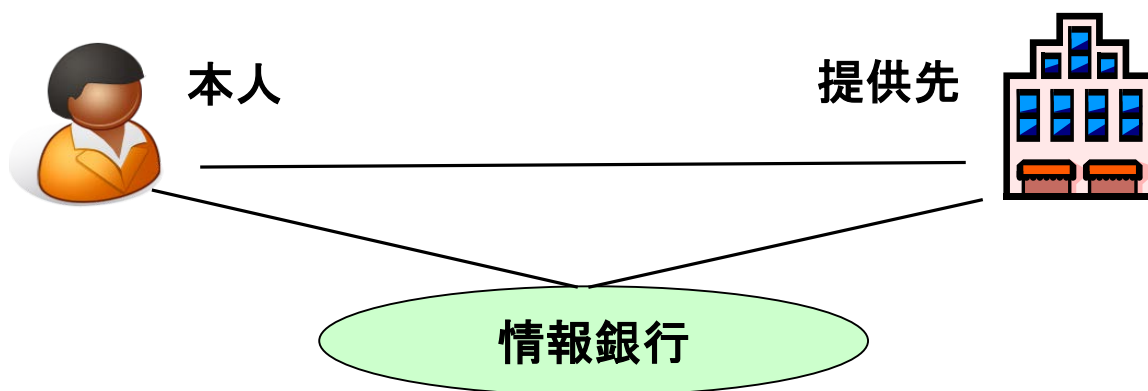
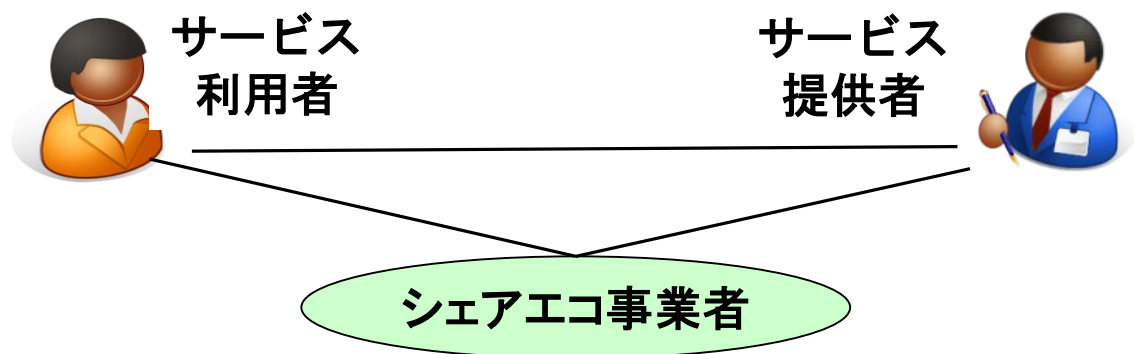
---

英知法律事務所  
弁護士 森 亮二

# プラットフォームとしての情報銀行

---

# プラットフォームとしての情報銀行



# シェアリングエコノミー推進プログラム

---

# シェアリングエコノミー推進プログラム①

---

- 政府は、2016年7月8日より、政府CIOの下でシェアリングエコノミー検討会議を開催。
- 同年11月4日にその中間報告書において「シェアリングエコノミー推進プログラム」を公表した。
- シェアリングエコノミー推進プログラムの構成は
  - I 基本方針
  - II 具体的施策
  - III 推進体制

# シェアリングエコノミー推進プログラム②

---

## I 基本方針

- シェアリングエコノミーの健全な発展を通じて、一億総活躍社会の実現、経済成長、資源の有効活用、地方創生・地域共助、イノベーション創出、国際動向と調和した我が国の持続的発展に寄与することを目指す。

# シェアリングエコノミー推進プログラム③

## II 具体的施策

### 1. 自主的ルールによる安全性・信頼性の確保

- C to Cを基本としているため、「事故・トラブル時の不安」の低減が普及を進める上で課題。このため、シェア事業者による自主的ルールの整備・活用を促進し、それにより安全性・信頼性を確保。

- **シェアリングエコノミー・モデルガイドライン**

<その内容は↓>

- サービス提供に関するリスク等の自己評価の実施
  - ・生命・身体への危険の評価、・リスク低減措置の評価
- シェア事業者が遵守すべき具体的事項
  - ・サービス提供者の本人確認
  - ・提供者が個人であることの明示
  - ・相談窓口
  - ・利用規約があること
  - ・サービス、ユーザー双方の事後評価
  - ・情報セキュリティ

これに基づいて、シェアリングエコノミー協会が、シェアリングエコノミー認証マークを実施中

# シェアリングエコノミー推進プログラム④

---

## II 具体的施策(つづき)

### 2. グレーゾーン解消に向けた取り組み等

- 弁護士等の活用による法令調査
- グレーゾーン解消制度、企業実証特例制度の活用の推奨・支援
- 現行制度の規制緩和の検討

### 3. シェアリングシティー構想

- 自治体とプラットフォームが連携して地方に導入
- うまくいった自治体を紹介(シルバークラウドソーシングとか・・・)
- シェアリングエコノミー伝道師(仮称)

### 4. シェアリングエコノミーの普及啓発



# シェアリングエコノミー推進プログラム⑤

## Ⅲ シェアリングエコノミー推進センターの設置

- 政府に設置される情報提供・相談窓口の機能、自主的ルールの普及・促進、関係不詳との連絡調整
- 毎年1回進捗状況を公表する

「シェアリングエコノミー促進室」の  
名称で稼働中

# 情報銀行の認定基準の方向性

---

# 情報銀行の認定基準の方向性①

---

## 1. 情報銀行自体

- (1) セキュリティ
- (2) 透明性の確保 一分かりやすい説明
- (3) 利用規約 — 本人と提供先事業者双方について
- (4) 相談窓口

## 2. 提供先

- (1) 情報銀行による提供先の審査
  - 審査基準は、プライバシーポリシー(利用規約)、利用目的、セキュリティ、透明性等を含むもので、公表されるべき
- (2) 提供先の事前設定が可能
- (3) トレーサビリティ
  - どこに提供したのか事後的に分かる

## 情報銀行の認定基準の方向性②

---

### 3. 本人関与

- (1) 利用停止等の請求については、無条件で可能(法30条の要件は不要)
- (2) 情報銀行および提供先群全体の利用停止と提供先に応じた利用停止

### 4. 損害補償

- (1) 提供先における利用規約違反、漏えい等についての連帯責任
- (2) 漏えい等の際の損害補償の仕組み(保険等)

ご清聴ありがとうございました

---